

シャンパーニュ大市開催都市 ラニイ＝シュル＝マルヌの流通税表

花 田 洋 一 郎

はじめに

ヨーロッパ中世経済の発展においてシャンパーニュ大市の貢献が大きいことに異議をさしはさむ者はいないだろう。12世紀に地中海商業圏と北海・バルト海商業圏とを結ぶ交易路上に成立した大規模定期市として世界史の教科書でもお馴染みなので、覚えている人もいるのではないだろうか。

12世紀前半から末にかけてシャンパーニュ地方におけるラニイ＝シュル＝マルヌ Lagny-sur-Marne, プロヴァン Provins, トロワ Troyes, バル＝シュル＝オーブ Bar-sur-Aube の4都市において、1年を通して計6回（トロワとプロヴァンはそれぞれ2回）の年市が開催される商業の循環サイクルをシャンパーニュ大市（Fairs of Champagne/foires de Champagne/Champagnemessen/fiere di Champagne）と呼ぶ。それはシャンパーニュ地方の領主であるシャンパーニュ伯の主導で、おそらく先行するフランドル年市をモデルにして組織されたものである。そこでは12世紀末から13世紀中葉までは地元の生産物の交換と商業取引が行われ、13世紀中葉から14世紀前半には貨幣及び為替決済の中心地となった。しかし14世紀中葉頃には商業および金融取引の機能を失い、国際的市場から地域的市場へと戻ってしまう¹。20世紀を代表する経済史家プロデルは、シャン

1 F.Garnier, 1130-1140. Des foires de Champagne à une civilisation d'échanges marchands, dans Comité pour l'histoire économique et financière de la France, Éd., *Les grandes dates de l'histoire économique et financière de la France*, Paris, 2017, p.24.

パーニュ大都市について次のように述べている。「ヨーロッパ世界=経済が初めて形成されたさいには、〈北〉も〈南〉も勝利を取めなかった（競争関係にさえ立たなかった）のである。……もっともシャンパーニュ大都市の新しさは、商品があふれるほどあったということよりは、むしろ金銭の両替が行われ、信用が先駆的に活用された点にあったといつてよい」²

以上のようなシャンパーニュ大都市像は、19世紀後半から蓄積されてきた西欧学界における知見に基づいて作られたものである。こうした蓄積は1970年代まで見られ、日本でも1980年代から大黒、山田、大宅氏³らによって受け継がれてきた。西欧学界ではその後しばらく研究の停滞が生じたものの、2000年代に入って再び活況を呈していることは拙稿で詳細に整理した通りである⁴。本稿はこうした研究動向を十分に認識したうえで、存在は知られていたもののこれまで十分な検討対象になっていなかった、ラニイ=シュル=マルヌ年市においてサン=ピエール教会に支払われた租税の税額を記した流通税表を取り上げる

2 F. Braudel, *Civilisation matérielle, économie et capitalisme, XVe-XVIIIe siècle, t.3 Le temps du monde*, Paris, 1979 (フェルナン・ブロデル (村上光彦訳) 『物質文明・経済・資本主義 15-18世紀 Ⅲ-1世界時間1』みすず書房, 1996年, 135-137頁)。

3 大黒俊二「シャンパーニュの大都市, その成立過程と内部組織—序説的概観—」『待兼山論叢』13号, 1980年, 28-47頁; 同「中世南北商業とシャンパーニュの大都市—主としてジェノヴァの公証人文書よりみたる—」『西洋史学』119号, 1981年, 21-43頁; 山田雅彦「中世都市トロワの発展と地域流通」『西洋史学論集』第22輯, 1984年, 17-36頁; 同「シャンパーニュの初期年市をめぐる諸問題」『西洋史学』136号, 1985年, 34-53頁; 大宅明美「フランス中世の地方都市と市場」山田雅彦編『伝統ヨーロッパとその周辺の市場の歴史—市場と流通の社会史 I』清文堂, 2010年, 45-68頁; さらに拙稿「シャンパーニュ大都市, 都市当局, 在地住民—プロヴァンを中心として—」『経済学研究』(九州大学) 65-1・2, 1998年, 53-79頁 (拙著 [20] 第4章に採録) も挙げておく。

4 拙稿 [21] 参照。この研究動向論文では取り扱うことのできなかったシャンパーニュ大都市関係の研究として以下の2冊を挙げておく。これらについては別稿でいずれ紹介したい。一つは、年市都市の地誌構造を特集した論文集であり、トロワとプロヴァンの地誌だけでなく、イタリア北部都市ピアチェンツァやカスティリヤの市場都市メディナ・デル・カンボなどが取り上げられている (*Foires et topographie urbaine au Moyen Age. Actes de la Journée d'étude organisée par le Centre de recherches sur le commerce international médiéval*, dans *La Vie en Champagne*, no 95, 2018, 64p.)。もう一つは年市道路網を取り上げたもので、ローマ街道を始め西欧の陸路網が考古学の成果も含めて幅広く考察されているのが注目される (*Sur la route des foires (XIIe-XVIe siècle)*. *Actes de la Journée d'étude organisée par le Centre de recherches sur le commerce international médiéval*, dans *La Vie en Champagne*, no 99, 2019, 64p.)。

（【史料1】参照）。そしてシャンパーニュ大都市研究ではトロワとプロヴァンがその規模・伝来史料の相対的豊かさ故に注目される中で、農村的な小規模年市とみなされていたラニイ年市の特徴について流通税表を基に考察したい。なお、本稿末尾に流通税の試訳、関連史料、写真、地図、図を掲載しているので併せて参照してほしい。

1. ラニイ＝シュル＝マルヌ略史

ラニイはマルヌ川に面した都市で、パリから東約26キロの位置にあり、司教座都市モー Meaux にも近い（【地図1】参照）。ラニイに年市が置かれた理由としては、もちろん大きな河川沿いであり陸路の要衝であるという地理的要因もあるが、サン＝ピエール修道院の創建とシャンパーニュ伯との関係も重要である。

伝承によれば修道院は644年頃にアイルランドの修道士フルジ・ド・ペロンヌ Fursy de Péronne⁵により創建された。9世紀のノルマン人の侵攻で荒廃したが、トロワ伯エルベール2世⁶、トロワ・モー伯エチエンヌ1世⁷により再建された。1019年の修道院献堂式に際してカペー朝のロベール2世敬虔王⁸はキリスト磔刑に使用された十字架の釘を寄進し、そのため多くの巡礼者を引きつけることとなった⁹。さらに修道院には聖インノケンティウスの骨も保管され、聖フルジの奇跡により生まれた泉（その水は病気を治す効果があると信じられていた）もあり、これらがラニイの聖性を高め巡礼以外の人々も引き寄せたようだ¹⁰。12世紀には修道院の庇護者はプロワ伯家からシャンパーニュ伯家へと代わるが、13世紀には伯は修道院長の選出に介入し、宿泊税、都市を統制する権利も確保していたとされる¹¹。

5 Saint Fursy, v.567-v.648.

6 Herbert II de Troyes, v.950-v.995/996.

7 Étienne I^{er} de Troyes, † v.1202/1203.

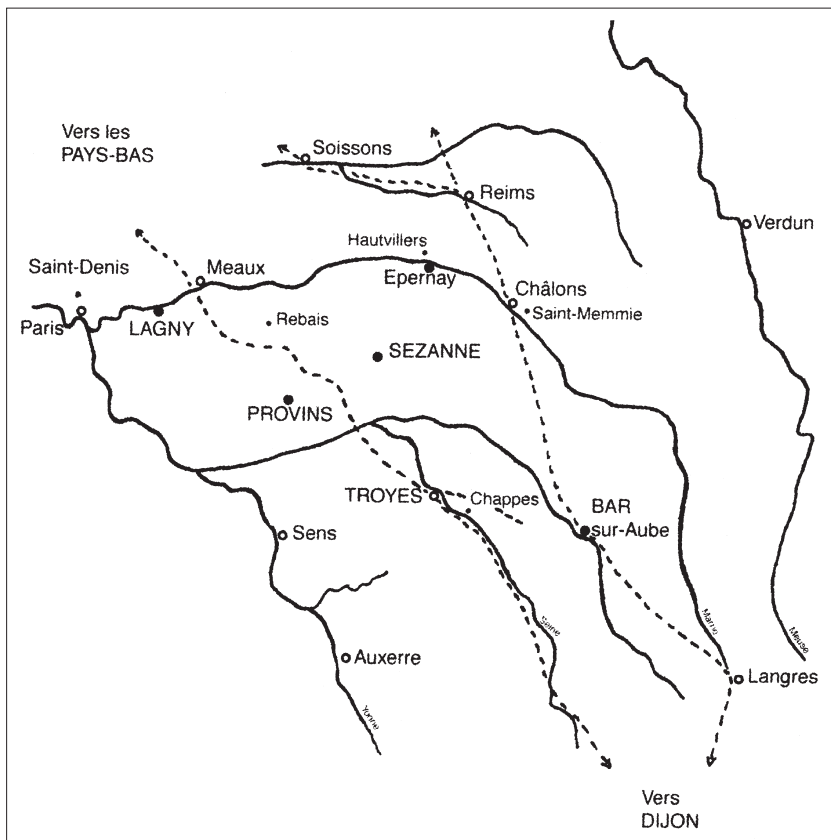
8 Robert II le Pieux, 在位996-1031.

9 Czmara et Schild [5] p.163.

10 *Ibid.*, p.163.

11 Chapin [4] p.24.

【地図 1】 シャンパーニュ伯領地図



典拠：Bur [3] p.483.

ラニイにおける年市創設は11世紀後半、シャンパーニュ伯チボー 1 世（在位 1037～1089）の頃とされているが、伝来史料はない。1141年には伯チボー 2 世（在位 1125～1152）が修道院長ロデュルフに13日間の自由年市（サン＝ピエールの祝日 6 月 29 日から）と10日間の自由年市（幼子殉教者の祝日 1 月 2 日から）との、2 年市の開催許可を与えている。続く伯アンリ 1 世自由伯（在位 1152～1181）は最初修道士の利害に反する措置を取り、年市での取引期間を10日間に制限した。その後1154年に伯アンリは父伯チボー 2 世とその前の伯たちの頃の古き慣習を復活させ、年市開催期間は10日以上に延長され、その間商人

【表1】 シャンパーニュ大市の開催期間（13世紀）

開催都市	名称	開催期間（復活祭は移動祝祭）
ラニイ＝シュル＝マルヌ	ラニイ年市	開始日：1月2日 終了日：四旬節中日（謝肉祭）前の月曜日（2月23日から3月29日の間）
バル＝シュル＝オーブ	バル＝シュル＝オーブ年市	開始日：四旬節中日（謝肉祭）前の火曜日（2月24日から3月30日の間） 終了日：復活祭第4主日後の月曜日（4月13日から5月17日の間）
プロヴァン	5月年市（高台区）	開始日：主の昇天の主日前の火曜日（4月28日から5月30日の間） 終了日：三位一体の主日後の第4日曜日前の金曜日（6月12日から7月16日の間）
トロワ	サン＝ジャン年市 あるいは夏年市	開始日：聖ヨハネの祝日後の第3火曜日（7月8日から15日の間） 終了日：8月28日～9月2日あるいは14日（14世紀には聖ミカエルの祝日9月29日）
プロヴァン	サン＝タユール年市（下町区）	開始日：9月14日 終了日：諸聖人の日（11月1日）
トロワ	サン＝レミ年市 あるいは冬年市	開始日：11月2日 終了日：クリスマス前、あるいは遅くとも1月2日

典拠：Irsigler, F., et Reichert, W., Les foires de Champagne, dans Irsigler, F., und Pauly, M., (Hrsg.), *Messen, Jahrmärkte und Stadtentwicklung in Europa*, Beiträge zur Landes- und Kulturgeschichte Bd 5, Publications du Centre luxembourgeoise de documentations et d'Études médiévales (CLUDEM), t.7, Trier, 2007, p.105より筆者作成。

と両替商は修道院と伯領の領域内を自由に行き来でき、さらに「(年市での) 売買時にいかなる税も伯のために取られることなく、また希望するならばこれまで通り伯の安全護送と保護を享受できること」¹²が確認され、宿泊税は伯が留保することが定められた（【史料2】）¹³。

ラニイ年市はサン＝ピエール修道院の近くで幼子殉教者の祝日¹⁴から開催され（シャンパーニュ大市の開催日程については【表1】を参照）、修道院が年

12 1154年の伯文書。Benton et Bur [1] pp.79-80.

13 Bur [3] p.475.

14 幼子殉教者の祝日はカトリックでは12月28日であるが、シャンパーニュ地方では1月2日であったとされる（Le Paire [16] p.22）。ただしエルバンは、年市の開催は12月28日からで、1月2日は両替商が仕事を始める日と考えているようだ（Herbin [14] p.52）。

市収入を受け取っていた。しかしシャンパーニュ伯はバン領主権と安全護送の権利については自らに留保していた。シャンパーニュ大都市開催都市において多くの聖俗諸機関が流通税収入をはじめ年市に関する様々な諸権利（＝諸収入）を得ていたのに対して、ラニイではサン＝ピエール修道院が多くの権利を保持していたようである。

ところでラニイ年市には、確認できるだけで9つの商業施設 *Halle* が存在していたようである。*Halle* とは、取引所と訳される時もあるが、年市開催都市では都市あるいは商人が獲得あるいは借りた家屋もしくは都市館であり、販売用の屋根付回廊、貯蔵所、共同寝室、厩舎を備えた複合施設を意味する¹⁵。確認できる9つの都市もしくは地方とは、*Montpellier*, *Provençaux*（プロヴァンス出身の商人用）、*Toulouse*, *Lombardia*（ロンバルディア地方出身の商人用）、*Châlons-sur-Marne*, *Douai*, *Lyon*, *Malines*, *Ypres* である¹⁶。例えば *Ypres* の商業施設はサン＝ピエール修道院の中庭にあったという¹⁷が、他の商業施設の立地については分からない。

ラニイ年市のその後については、他の大都市開催都市と同様14世紀半ばまでには国際商取引・金融市場としての役割を終えたようだ。とはいえ完全にその機能を失ったわけではない。例えばボーヴェ市立文書館に伝来する1323年5月付

15 *Yante* [8] p.38.

16 *Yante* [8] p.39. シャロン、ドゥエ、リヨン、メヘレン、イーブルに関しては、サン＝ピエール修道院に支払われる年市収入の中に、これらの都市商人の商業施設から次の額が定額請負の形で支払われていることから存在は確実である。年間の請負額として、シャロン80リブラ、ドゥエ50リブラ、リヨン60リブラ、メヘレン30リブラ、イーブル60リブラとなっており、請負額の大きさからシャロン商人の売り上げが大きいことが分かる (*Le Paire* [15] p.87)。なおこの史料はサン＝ピエール修道院文書集成 (fol.246v^o) にあり、その概要をルベールが刊行している (*Le Paire* [15] t. 1, pp.86-88 ; t. 2, pp.823-824)。

17 *Ibid.*, p.42. ところでイーブル商人の商業施設とみなされる建物が、現在ラニイの歴史的記念物として残存している。フルジ泉の東に面した通称「5つの切り妻造り *Cinq Pignons*」という建物であり（【写真1】参照）、1階部分が12世紀のもので、一部はヴォールト天井が柱頭付円柱に支えられている。切り妻屋根建築はフランドル地方の影響を受けている。1階部分ではかつてはカフェが営業していたが、現在は観光局となっており、内部を見ることが出来る。筆者も2005～2006年の在外研究中に訪れた。フルジ泉がある都市中心部の広場については、筆者が2000年に撮影した【写真2】【写真3】【写真4】を参照（本稿末尾）。【写真3】は定期市の場面であるが往時をしのばせる光景である。

【写真1】ラニイの5つの切り妻造りの建物



典拠：Czmara et Schild [5] p.xv.

け文書（【史料3】）¹⁸は、1318年にラニイ年市の両替商 Lion Falet d'Albe の仲間である Aubertons Pelestor なる人物が、ボーヴェのサン＝ラドル施療院（あるいは癩病院か）の Morisse という修道士からトゥール貨で105リブラを受け取ったことを確認する年市守護及び年市印璽係の領収書であり、この金額はこの施療院がラニイの両替商から借りたトゥール貨で175リブラを割引したものであると書かれている¹⁹。時代は飛んで1463年には、修道士が「戦争と（内戦による）分断の後で、年市は27年ほど開催をやめている」と述べている²⁰ので、15世紀前半には年市開催は停止していたと考えられる。

18 ボーヴェ市立文書館所蔵 GG 30 A, no 47。この文書は Darney [11] p.457に刊行されている。

19 Darney [11] pp.457-458.

20 Czmara et Schild [5] p.177.

2. 史料論的観点から見る流通税表

本章では、次章で考察する「流通税表 *tarif de tonlieux*」という史料類型について説明をしたい。大都市開催都市における流通の特徴を考察するのが本稿の目的であるので、史料論の観点で流通税表を批判的に分析する仕事についてはこの分野の先駆けである代表的な研究者である山田雅彦氏（京都女子大学）²¹や大宅明美氏（九州産業大学）²²の業績に譲りたい。ここでは両氏の業績に基づいて流通税表について説明したい。

流通税表とは、商人、商品、あるいは商業活動について徴収される税額あるいは税率が列挙された記録である。これは広義の定義である。通常この種の記録の伝来形態は多様で、文書の形態で発給されたものもあれば、行財政当局の覚書、帳簿形態で伝来するものもあり、その外装的特徴は一様ではないとされる²³。都市会計簿や議事録といった特定の書式をもった史料類型と違い、さまざまな書式を持つと言えよう。また流通税を指す用語もその意味内容は時代に応じて異なり、市場税を規定したもの、通過税に関するもの、あるいはそれらの混成型と内容面でも違いがあった。しかしこの史料は共通して、多くの商品の名称、税額（税率）、運搬手段、商品を取り扱う商人に関する情報を我々に提供してくれるため、都市あるいは地域の流通構造を明らかにする格好の素材と位置付けられている²⁴。

21 山田雅彦『中世フランドル都市の生成—在地社会と商品流通—』ミネルヴァ書房、2001年；同「13世紀初頭の流通税表に見るサンスの流通構造—シャンパーニュ大都市近接地域における都市と農村—」森本芳樹編著『西欧中世における都市＝農村関係の研究』九州大学出版会、1988年、262-309頁；同「13世紀バポームの通過税—制度変容の社会史のための一試論—」『西洋史学論集』第34号、1996年、28-50頁；同「中世中期フランドル伯領における魚介流通—流通税表を素材としてみたスヘルデ河流域部のニシン流通を中心に—」中村勝編『市と權』中央印刷出版部、1999年、367-384頁；同『中世北フランス・バポーム通過税の形成・展開と地域における社会的合意（研究課題番号：14510416）平成14年度～平成16年度科学研究費補助金（基盤研究（C）（2）一般）研究成果報告書』2005年。

22 岡村明美「中世ポワチエ流通税表の分析」『社会経済史学』56巻第6号、1991年、1-31頁；大宅明美『中世盛期西フランスにおける都市と王權』九州大学出版会、2010年。

23 山田『中世フランドル都市の生成』144頁。

24 同上書、144頁。

ところでこの種の記録を検討する時には、伝来状況に注意をしながら史料がカバーする範囲を特定する史料批判の手續が必要になる。流通税表研究の権威であるデスピイ学派の研究を整理した大宅氏の論文²⁵によれば、流通税表を取扱う際に注意すべきは次の5点である。すなわち、①作成主体と作成動機、②妥当期間、③記載範囲の部分性、④層位と集成、⑤規範性、である。この5つの点について、以下で考察する流通税表についてどの程度確認できるか考えてみよう。

①作成主体と作成動機については、ラニイの関係史料をあたった限りではわからない。後述するようにこの史料が伝来したのはサン＝ピエール修道院の文書集成の中に修道院が持つ特権として流通税表が記録されたからであるが、記録からは作成動機までは読み取れない。②妥当期間については、年代を示す記述が一切出てこないし、年代がある程度確定出来るような事象（例えば人名など）が書かれているわけでもないで、わからない。ただ他のシャンパーニュ大市に関する流通税表の記述との比較では顕著な違いは見いだせないで、年市が繁栄していた12世紀から13世紀までの時代としか言えない。③記載範囲の部分性については、ラニイ年市の収入の多くはサン＝ピエール修道院とシャンパーニュ伯に属していたと思われるが、もちろん他の教会、修道院も何らかの形で年市収入を得ていたと考えられる。しかし、トロワやプロヴァンと異なりサン＝ピエール修道院以外の聖俗諸機関について情報がほとんどなく詳細は不明である。なおアメリカの中世史家エヴァーゲイツは、その著書『アンリ自由伯』において次のように述べる。ラニイ年市の収入はサン＝ピエール修道院が受け取っており伯にとってはトロワやプロヴァンに比べると重要ではなかった。そのため1154年にラニイ年市の商業活動日数を制限したのも、父伯同様伯アンリによるトロワとプロヴァンに年市を集約する政策の一環であった²⁶。④層位と集成についてオリジナルの史料が複数伝来しているわけではないので、本稿では検討できない。⑤規範性とは、年市における現実の商品取引をこの記録が

25 岡村（大宅）「中世ボワチエ流通税表」2-6頁。

26 Th. Evergates, *Henry the Liberal. Count of Champagne, 1127-1181*, The Middle Ages Series of The University of Pennsylvania Press, Philadelphia, 2016, p.78.

どれほど包括しているのか、税額（税率）は記録通りに徴収されていたのかという問題を意味している。商品名や商品の範囲はシャンパーニュ大市に関する他の流通税表と類似しているので現実の商品取引の大部分を反映していると考えられる。税額（税率）についても然りである。

以上の考察から、本稿で可能な検討は、当該史料の厳密な史料論分析ではなく、記録に出てくる商品からラニイ年市の流通の一端を垣間見ることのみと言えよう。随分と消極的な態度と読者は思われるかもしれないが、それでも後述するようにかつて試訳したトロワ・サン＝テチエンヌ参事会教会の流通税表²⁷には現れてこなかったラニイにおける商品流通の一側面が判明することは有益であろう。

3. ラニイ＝シュル＝マルヌ年市における流通税表分析

本稿で試訳を行い、史料の概略を考察する史料は、ラニイ＝シュル＝マルヌ年市における商品取引についてサン＝ピエール修道院に属する流通税表である。この史料はサン＝ピエール修道院文書集成 *Cartulaire de Saint-Pierre de Lagny* に収められている。この文書集成は、修道院外聖職者修道院長 François Guillaume III de Clermont-Lodève²⁸の要請により1513年に公証人 Nicolas Vincelot によって作成されたもので²⁹、現在フランス国立図書館所蔵ラテン手書き文書 9902番として保管されている³⁰。

この流通税表では、基本的に売り手（＝商人）と買い手が等価分担して当該取引品目について税を支払う形となっている（例えば、特定品目について税額 4 デナリウスならば、売り手が 2 デナリウス、買い手が 2 デナリウス支払うと

27 拙稿 [19] 参照。

28 この修道院長 François Guillaume III de Castelneau de Clermont-Lodève (1480～1541) は1512年から1520年までサン＝ピエール修道院長を務めるが、同時にアヴィニョンの教皇特使などの教皇庁の役職を務めた枢機卿であり、Auch 大司教なども務めていた (Le Paire [16] p.139, 255)。また聖務が行えないほど老朽化が進んでいた修道院教会を改修したと伝えられる (Darney [11] p.45)。

29 Bussière [10] p.11.

30 Bibliothèque Nationale de France, manuscrit Latin 9902.

いう形式)。これは、13世紀後半にトロワのサン＝テチエンヌ参事会教会の文書集成（通称「黒本」livre noir）に記載されている流通税表の様式と同じである³¹。実は、このトロワのサン＝テチエンヌ参事会教会流通税表にはラニイの税額表部分だけが欠落しているのだが（ただし、本当に欠落していたのか、あるいは最初から作成されていないのかわからない）、本稿で考察するラニイに関する史料との関係は残念ながら不明である。ただし流通税表に現れる品目には共通部分が多く、税額についても大きな違いは見られないので同時代の流通税表と考える可能性は残っている。

流通税表は155項目にわたって記載されており、中世フランス語で書かれている。課税対象商品の順番は明確なルールに則しているわけではないが、品目の種類によってある程度ひとまとまりになった部分もあり、また雑多な順番になっているところもある。本稿末尾に掲載している史料試訳を見ていただければわかると思うが、課税対象品目はある程度同種同類の品目がまとまって記録されている。最初から順番に、魚、家畜、少し飛んで織物類、動物の油脂、ろうそく・蜂蜜、手工業製品、塩、商人・手工業者本人への課税規程、雑多な商品が並んだあとで香辛料、織物、毛皮、布地、家畜、手工業製品、という大まかなまとまりが確認できる。

以下の【表2】には流通税表に言及される商品の分類と商品名を掲載しているので、どのような種類の商品が取引されていたのかわかるだろう。

【表2】から分かることは、第1にこの流通税表に現れる商品は他の大市に関係する流通税表に現れる商品と大差がないことである³²。ただし、この流通税表のみに現れる商品として、詳細が不明である香辛料エスポード、皮革製品Veurpreuxがあり、これらについては大市ではラニイの流通税表にのみ現れるようである。第2に香辛料、皮革製品、繊維製品の種類が豊富に表れているこ

31 Lalore [7]。拙稿 [19] 168頁。

32 トロワ・サン＝テチエンヌ参事会教会の流通税表と1298年頃のものとしてされるフランス国王に属するトロワにおける流通税の税額を記した記録である。後者については、Chapin [4] pp.320-323に刊行されている。この記録については詳細な分析は他日を期したいが、現れる商品の大きな違いはないが、記録の書式は上述の流通税表とは異なり税額表示も違っているようである。

【表2】流通税表に現れる商品

商品分類	商品名
農産物	果物, 小麦, ネギ, エシャロット
林産物・木工製品	蜂蜜, 腰掛, テーブル, 板, 樽板, 計量樽, シャベル, 羽毛マット ベッド
水産物	タラ, エイ, ヒラメ・カレイ, メルラン, ニシン, ハドック
畜産物	牝羊, 豚, 牝山羊, 牝牛, 牛, 牡馬, 牝馬, 騾馬, 豚脂, 獣脂
香辛料, 東方商品	サフラン, ヒッチョウカ, クローヴ, ガジュツ, ナルド香油, カル ダモン, ルパーブ, メース, ナツメグ, アモムム, スパイク, コウ リョウキョウ, ヒハツ, エスポード, アロエの木, カストリウス
皮革	牛, 子羊, 野生動物, リスの毛皮, リス革のマント, 金革, 靴, 狐, ムナジロテン, アナウサギ, 野ウサギ, オオヤマネ, 家猫, シャモ ア, 豹, ジェネット, <i>Veurpreux</i> , ノロジカ, 狼, テン, 猪, オコ ジョ, ケナガイタチ, 羊の鞣革
繊維	羊毛, 布地, 毛織物, 絹織物, バックラム (綿織物), カムロ, 金 糸, パリオ, 古着, テーブルクロス, 枕カバー, 羽布団, カバー用 布地, マットレス, クッション, 帽子
鉱物・金属加工品	大鍋, 盥, 銅製の壺, フライパン, 瓶, 半月鎌, グラス, 青銅, 銅
原料・天然資源	塩, ろうそく, 瀝青, 大青
その他	天秤, 2輪荷車 (鉄具付/木製), 碾き臼

とが注目される³³。第3にぶどう酒樽がまったく出てこないことに注目すべきである。他の流通税表には登場するが（それでも詳細ではないし、ぶどう酒の銘柄・産地に関する言及はない）、ここには全く現れない。ギトノーの研究によれば、サン＝ピエール修道院の修道士はぶどう酒販売に関して1樽あたりツール貨で5ソリドゥスのぶどう酒販売許可税（*afforage*）を徴収する権利を持っていた。彼らはぶどう酒の種類、輸送手段、ぶどう圧搾機の使用、橋の通過に関して20項目にわたる流通税表（作成年度不明）に基づいて徴収を行っていた³⁴。第4に農産物や毛織物の種類は、他の流通税表に比べて少ないとい

33 トロワ・サン＝テチエンヌ参事会教会の流通税表では、①市門を通じて都市内に入ってくる時に商品に課税される搬入税、②都市の門から出てゆく時に商品にかかる課税である搬出税、③毛織物の流通税、④毛皮製品の流通税、⑤コルドバ皮・羊皮・絹織物の流通税、⑥14オースの長さの無地・未晒し麻織物の流通税、⑦目方売り商品の流通税、⑧家畜の流通税、の8項目に分けて税額表示がされている（拙稿 [19] 171-175頁）。同史料に掲載されるバル＝シュル＝オーブとプロヴァンにおける流通税表記に関しては、トロワのような区分はなされていない（拙稿 [19] 175-177頁）。

う点を挙げておきたい。

流通税表には、65番「8月の聖ペトロの祝日に半月鎌を売る働き手毎に」、70番「4つの大祝祭日それぞれの日にグラスを一個売る者毎に」、71番「4つの大祝祭日それぞれの日に物売台を一つ持つ古着屋から」という文言があるが、これらについては現時点でその意味するところは分からない。これらの文言に限らず、詳細が不明な文言がよくみられることも流通税表の特徴である。

この流通税表はサン＝ピエール修道院が徴収権を持っていることから、修道院の判断によって課税対象商品が取捨選択されていると考えられる。修道院による一種の経済政策がどのようなものか、これについてはやはりサン＝ピエール修道院文書集成の体系的分析が必要である。

おわりに

本稿は、筆者のシャンパーニュ大市研究の一環として、これまで紹介されることがほとんどなかったラニイのサン＝ピエール修道院文書集成に伝来する流通税表を取り上げた。

第1章でシャンパーニュ大市開催都市ラニイ＝シュル＝マルヌの歴史を中世盛期までについて概観し、続いて第2章では流通税表という史料類型の特徴と史料批判に関して山田氏、大宅氏の研究に基づいて論点を整理し、それに基づいてサン＝ピエール修道院流通税表の史料批判を行った。そして第3章では、短いながらもラニイの流通税表に現れる商品の特徴について考察を行った。

もとより史料原本であるサン＝ピエール修道院文書集成の全体像を掴むことなしにはラニイの商品流通はもとよりラニイを含むシャンパーニュ地方全体の経済の諸側面を考察することは難しい。サン＝ピエール修道院文書集成の研究

34 Guittoneau [13] p.457. ぶどう酒に関しては別個に流通税表が存在することを示唆している。*Cartulaire de Saint-Pierre de Lagny*, fol.101-102 et fol.241. これは恐らく、Le Paire [15] t.2, pp.844-847, 847-849に掲載されている史料のことと思われる。ル・ペールは14世紀後半の史料と考えているようであるが、一見したところ慎重に検討すべき史料と思われる。本稿では紙幅の関係上この史料を分析する余裕がないので、他日を期したい。

が待たれるが、これについては他日を期したい。ところで、15世紀におけるパリ周辺に立地するラニイをはじめとする小都市の社会経済史をセヌ川、マルヌ川といった河川網の視点から考察したギトノーの研究³⁵は、ラニイについても考察しており、その際サン＝ピエール修道院文書集成を活用している。彼の研究は、この史料が現在でも利用価値の高い史料であることを示している。今後の研究の進展を期待したい。

参考文献

【シャンパーニュ大都市関係】

- [1] J. Benton et M. Bur, Éd., *Recueil des actes d'Henri le Libéral, comte de Champagne (1152-1181)*, t. 1, *Chartes et diplômes relatifs à l'histoire de France*, Paris, 2009; t. 2: *Indices et addenda* par M. Bur, Paris, 2013.
- [2] F. Bourquelot, *Études sur les foires de Champagne, sur la nature, l'étendue et les règles du commerce qui s'y faisaient aux XII^e, XIII^e et XIV^e siècles*, 2 vol, Paris, 1865.
- [3] M. Bur, Remarques sur les plus anciens documents concernant les foires de Champagne, dans Id., *La Champagne médiévale. Recueil d'articles*, Langres, 2005 (article original publié en 1972), pp.463-484.
- [4] E. Chapin, *Les villes de foires de Champagne des origines au début du XIV^e siècle*, Paris, 1937.
- [5] J.-Cl. Czmara et G. Schild, *Les foires de Champagne*, Tours, 2016.
- [6] J. Gouget et Th. Le Hôte, *Les comtes de Blois et de Champagne et leur descendance agnatique. Généalogie et histoire d'une dynastie féodale X^e-XVII^e siècle*, Généologie et Histoire, chez l'auteur, La Bonneville-sur-Iton, 2004.
- [7] L'Abbé Ch. Lalore, Ce sont les coutumes des foires de Champagne, dans *Annuaire administratif, statistique et commercial du département de l'Aube*, 1888, 2^epartie, pp.63-99.
- [8] J.-M. Yante, Les halles de marchands étrangers dans les villes des foires de Champagne (XII^e-XIV^e siècles), dans *La Vie en Champagne*, no 89, 2017, pp.36-43.

【ラニイ＝シュル＝マルヌ史関係】

- [9] R. Bussière, Les bâtiments conventuels médiévaux de Saint-Pierre de Lagny, dans *Bulletin de la société littéraire et historique de la Brie*, vol.45, 1989, pp.11-21.
- [10] R. Bussière, Les prieurés de l'abbaye de Lagny, dans *Le prieuré, Histoire médiévale et archéologie*, no 4, 1991, Centre d'archéologie et d'histoire médiévales des établissements religieux, pp.11-18.
- [11] G. Darney, *Histoire de Lagny*, Lagny, 1905, Office d'édition et de diffusion du livre d'histoire, Paris, 1994.
- [11a] Dom Changy, L'Abbaye royale de Saint-Pierre de Lagny, dans *Revue de Champagne et de Brie*, t. 1, 1876, pp.136-141, 193-196, 246-250, 385-388, 475-479; t. 2, 1877, pp.58-63, 134-135.

- [12] M. Deshoulières, Lagny, dans *Congrès archéologique de France, 82 session à Paris en 1919, 1920*, pp.127-139.
- [13] P.-H. Guittonneau, *Dans l'ombre de la capitale. Les petites villes sur l'eau et Paris au XVe siècle*, Bibliothèque d'histoire médiévale 17, Paris, 2016.
- [14] P. Herbin, *Mémoires du pays de Lagny. La petite histoire dans la grande*, Lagny, 1976.
- [15] J.-A. Le Paire, *Annales du pays de Lagny depuis les temps les plus reculés jusqu'au 20 septembre 1792*, 2 vol, Lagny, 1880, Le livre d'histoire, Paris, 2005.
- [16] J.-A. Le Paire, *Petite histoire populaire de Lagny-sur-Marne*, Lagny, 1906, SEDOPOLS, Paris, 1989.
- [17] C. de Mecquenem, L'énigme des bâtiments de Lagny-sur-Marne. Salle seigneuriale ou synagogue médiévale? dans *Archeologia*, no 365, 2000, pp.42-47.
- [18] J. Vallery-Radot, L'ancienne abbatale Saint-Pierre de Lagny et ses rapports avec la cathédrale de Troyes, dans *Bulletin monumental*, t. 106, 1948, pp.95-110.

【その他】

- [19] 拙稿「シャンパーニュ大市における慣習的租税の税額表」『市場史研究』第18号, 1998年, 167-177頁。
- [20] 拙著『フランス中世都市制度と都市住民－シャンパーニュの都市プロヴァンを中心にして－』九州大学出版会, 2002年。
- [21] 拙稿「シャンパーニュ大市研究の現在－研究史の概観－」『西南学院大学経済学論集』第53巻第1・2号, 2018年, 27-60頁。

【史料1】ラニイ＝シュル＝マルヌ年市におけるサン＝ピエール教会の流通税表

前文 以下は、ブリイとシャンパーニュの大市のために、ラニイ年市において売り手と買い手のそれぞれによってサン＝ピエール教会に支払われるべき流通税慣習法である。

通し番号	課税対象	税額	売り手負担	買い手負担	備考
1	タラ100匹	8 d.t.	4 d.t.	4 d.t.	
2	エイ 少量	1 d.t.	1 ob.	1 ob.	
3	ヒラメ・カレイ 少量	1 d.t.	1 ob.	1 ob.	
4	メルラン 少量	2 d.t.	1 d.t.	1 d.t.	
5	新鮮なニシン 1000匹	4 d.t.	2 d.t.	2 d.t.	
6	ハドック 100匹	4 d.t.	2 d.t.	2 d.t.	
7	刈り込まれた羊毛 1 カルトロン	4 d.t.	2 d.t.	2 d.t.	容量 1 カルトロン (= ¼ リブラ)
8	糸付き天秤皿	1 d.t.	1 ob.	1 ob.	原語表記 la demi-balance de fil
	天秤全体 (皿 2つ)	2 d.t.	1 d.t.	1 d.t.	la balance entière
9	雌羊	1 d.t.	1 ob.	1 ob.	
10	豚	1 d.t.	1 ob.	1 ob.	
11	雌山羊	1 d.t.	1 ob.	1 ob.	
12	雌牛	1 d.t.	1 ob.	1 ob.	
13	牛	2 d.t.	1 d.t.	1 d.t.	
14	雄馬	8 d.t.	4 d.t.	4 d.t.	
15	雌馬	4 d.t.	2 d.t.	2 d.t.	
16	驢馬	1 d.t.	1 ob.	1 ob.	
17	2 輪荷車一杯の果物	4 d.t.	2 d.t.	2 d.t.	
18	少量の果実	1 ob.			
19	2 輪荷車一杯の小麦	3 ob.			
20	少量の小麦	1 ob.			

通し 番号	課税対象	税額	売り手 負担	買い手 負担	備考
21	河川から運ばれてきた小麦 1 ミュイ	3 d.t.			河川はマルヌ川のこと、ラニイは パリ・フランドル経済圏とセーヌ川 に注ぐマルヌ川でつながっていた。 シャンパーニュ地方では1オー ヌ＝0.823m. パリは1.18m Czmarra et Schild [5] p.174.
22	ラニイで売買を行う肉屋は家畜 1 頭について	1 ob.			
	物売台で販売する、安息日を過ぎて生きた家畜全てについて	1 ob.			
23	肉屋は自分の家畜の皮については税額は何も負担しない				
24	牛の皮革	4 d.t.	2 d.t.	2 d.t.	
25	布地	1 d.t.	1 ob.	1 ob.	
26	毛織物	2 d.t.	1 d.t.	1 d.t.	
27	絹織物 1 オースの長さ	1 ob.			
28	靴	1 ob.			
29	大量の油	6 d.t.	3 d.t.	3 d.t.	
30	少量の油	4 d.t.	2 d.t.	2 d.t.	
31	豚脂の塊100個	4 d.t.	2 d.t.	2 d.t.	
32	獣脂の塊100個	4 d.t.	2 d.t.	2 d.t.	
33	豚脂の塊 1 個	1 d.t.	1 ob.	1 ob.	
34	ろうそく100個	6 d.t.	3 d.t.	3 d.t.	
35	瀝青100個	6 d.t.	3 d.t.	3 d.t.	
36	少量の蜂蜜	2 d.t.	1 d.t.	1 d.t.	
37	蜂蜜 1 ミュイ	4 d.t.	2 d.t.	2 d.t.	
38	鉄金具を付けた 2 輪荷車	2 d.t.	1 d.t.	1 d.t.	
39	木製 2 輪荷車	1 d.t.	1 ob.	1 ob.	
40	腰掛	1 d.t.	1 ob.	1 ob.	
41	テーブル	テーブル 1 台			
42	板	板一枚			
43	樽板	樽板一枚			
44	1 ミーヌの計量樽を積んだ 2 輪荷車	計量樽 1 個			
45	シャベルを積んだ 2 輪荷車	シャベル 1 個			
46	塩商人は物売台につき	1 ob.			
	塩商人は金曜日においては	一握り の塩			
47	毛織物商人は販売する時には毎日	1 d.t.			
	毛織物商人はまた毛織物ごとに	2 d.t.	1 d.t.	1 d.t.	
48	織工は、彼らが売った日ごとに	1 ob.			
49	皮革製品の商人	1 ob.			
50	皮鞋し工	1 ob.			
51	鍛冶屋	1 ob.			
52	ニシン商人	1 ob.			
53	果物商	1 ob.			

通し 番号	課税対象	税額	売り手 負担	買い手 負担	備考
54	コルドヴァ皮革工, 聖ペトロの2つの 祝日に コルドヴァ皮革工, 聖母マリアの2つ の祝日に物売台毎に コルドヴァ皮革工, その他の日におけ る物売台毎に	3 ob. 3 ob. 1 d.t.			6月29日。もうひとつは1月18日 初 代ローマ司教就任, 2月22日 初代ア ンティオキア総主教就任のどれか。 2月25日 聖母マリアお清めの祝日, 3月25日 聖マリアお告げの祝日
55	加工した子羊の革一山	1 d.t.	1 ob.	1 ob.	
56	加工した野生動物の革一山	2 d.t.	1 d.t.	1 d.t.	
57	リスの毛皮一山	8 d.t.	4 d.t.	4 d.t.	
58	長さ3.5ピエの羽毛マットのベッド	1 d.t.	1 ob.	1 ob.	
59	マットレスとクッション	2 d.t.	1 d.t.	1 d.t.	
60	大鍋	1 ob.			
61	銅製の壺	1 ob.			
62	普通のフライパン	1 d.t.	1 ob.	1 ob.	
63	碾き臼	1 d.t.	1 ob.	1 ob.	
64	瓶	1 d.t.	1 ob.	1 ob.	
65	8月の聖ペトロの祝日に半月鎌を売る 働き手毎に	半月鎌 1つ			祝日は8月1日
66	ネギー一山	1 ob.			
67	エシャロット一山	1 ob.			
68	大青一山	1 ob.			
69	2輪荷車に積んだ大青	2 d.t.			
70	4つの大祝祭日それぞれの日にグラス を1個売る者毎に	2 d.t.			クリスマス (12月25日), キリスト 昇天の祝日 (移動祝祭日), 聖母被 昇天の祝日 (8月15日), 万聖節 (11月1日)
71	4つの大祝祭日それぞれの日に物売台 を一つ持つ古着屋から	1 d.t.			
72	古着と動物の毛皮一山	2 d.t.	1 d.t.	1 d.t.	
73	リス革のマント	8 d.t.	4 d.t.	4 d.t.	
74	キタリスの毛皮マント	8 d.t.	4 d.t.	4 d.t.	
75	獣脂の塊100個	8 d.t.	4 d.t.	4 d.t.	
76	ろうそく100個	12 d.t.	6 d.t.	6 d.t.	
77	海外産羊毛100枚	16 d.t.	8 d.t.	8 d.t.	
78	他の全ての香辛料100個あたり。ただ し以下に列挙する香辛料を除く	8 d.t.	4 d.t.	4 d.t.	
79	サフラン	1 d.t.	1 ob.	1 ob.	
80	ヒッコウカ (畢澄茄)	1 d.t.	1 ob.	1 ob.	
81	クローヴ (丁子)	1 d.t.	1 ob.	1 ob.	
82	ガジュツ (紫ウコン)	1 d.t.	1 ob.	1 ob.	
83	ナルド香油 (スパイクナード)	1 d.t.	1 ob.	1 ob.	
84	カルダモン	1 d.t.	1 ob.	1 ob.	
85	ルバーブ (大黃)	1 d.t.	1 ob.	1 ob.	
86	メース	1 d.t.	1 ob.	1 ob.	
87	ナツメグ	1 d.t.	1 ob.	1 ob.	
88	アモムム (ブラックカルダモンの種子)	1 d.t.	1 ob.	1 ob.	
89	スパイク (ラベンダーの一種)	1 d.t.	1 ob.	1 ob.	
90	コウリョウキョウ (高良姜, 小ガランガル)	1 d.t.	1 ob.	1 ob.	
91	ヒハツ (畢撥)	1 d.t.	1 ob.	1 ob.	

通し 番号	課税対象	税額	売り手 負担	買い手 負担	備考
92	エスポード	1 d.t.	1 ob.	1 ob.	香辛料の一種であるが詳細は不明。Bourquetot [2] t. 1, p.291.
93	アロエの木	1 d.t.	1 ob.	1 ob.	
94	カストリウス（海狸香）	1 d.t.	1 ob.	1 ob.	ビーバーの股間の臭腺から分泌される天然香料。主に保留剤として使用する。
95	絹	1 d.t.	1 ob.	1 ob.	通常は1リブラ=12オンス
	これら目方売り売りの香辛料についてはリブラ（容量）は変わらない。しかし絹は別である。上質絹は1リブラ=13オンスで計算し、絹をたっぷり使用した織物や生糸玉は1リブラ=15オンスと計算するからである。				
96	ルッカ商人は毛織物1つにつき次の税額を支払うべし（以下同様）	8 d.t.	4 d.t.	4 d.t.	
97	マットレス1つについて	8 d.t.	4 d.t.	4 d.t.	
98	薄手の絹織物	4 d.t.	2 d.t.	2 d.t.	
	主の奉獻の祝日（2月2日）までは商人は1リブラあたり上記の税額を支払わねばならない。祝日後は以下の税額となる。				
99	毛織物	4 d.t.	2 d.t.	2 d.t.	
100	マットレス	4 d.t.	2 d.t.	2 d.t.	
101	薄手の絹織物	2 d.t.	1 d.t.	1 d.t.	
102	絹織物は祝日とその後について次の税額	1 d.t.	1 ob.	1 ob.	
103	生糸玉、主の奉獻の祝日前後において次の税額	1 d.t.	1 ob.	1 ob.	
104	毛皮を売るルッカ商人は、他の都市商人と同じ税額を支払うべし				
105	バックラム（綿織物）、カムロ（ラクダの毛織物）、金糸、金革、魚型の帽子、バリオ（絹織物）、カパー、その他の毛皮は非課税				
106	狐皮12枚	4 d.t.	2 d.t.	2 d.t.	
107	ムナジロテン	4 d.t.	2 d.t.	2 d.t.	
108	アナウサギの皮100枚	2 d.t.	1 d.t.	1 d.t.	
109	野ウサギの皮100枚	1 d.t.	1 ob.	1 ob.	
110	オオヤマネの皮100枚	1 d.t.	1 ob.	1 ob.	
111	狐の皮12枚	4 d.t.	2 d.t.	2 d.t.	Bourquetot [2] t. 1, p.278.
112	家猫の皮12枚	2 d.t.	1 d.t.	1 d.t.	Bourquetot [2] t. 1, p.278.
113	リスの皮100枚	2 d.t.	1 d.t.	1 d.t.	
114	キタリスの皮100枚	2 d.t.	1 d.t.	1 d.t.	
115	子山羊の皮100枚	2 d.t.	1 d.t.	1 d.t.	
116	シャモアの皮100枚	2 d.t.	1 d.t.	1 d.t.	
117	豹皮100枚	1 d.t.	1 ob.	1 ob.	
118	子羊の皮100枚	2 d.t.	1 d.t.	1 d.t.	
119	キタリスの毛皮一束。一束には40枚が綴じられている。	4 d.t.	2 d.t.	2 d.t.	
120	ジェネット（麝香猫）の生皮12枚	4 d.t.	2 d.t.	2 d.t.	

通し 番号	課税対象	税額	売り手 負担	買い手 負担	備考
121	キタリスの毛皮一山。キタリスの毛織物や毛皮など他の全てについても同様。	8 d.t.	4 d.t.	4 d.t.	史料ではキタリスの毛皮について詳しくは <i>demi-vair</i> , <i>gros-vair</i> , <i>gris</i> の3種類を挙げているが、これは品質や色の違いによるものである。 Bourquetot [2] t. 1, p.277.
122	アナウサギの皮一山	2 d.t.	1 d.t.	1 d.t.	vair はリスの意味だが、preux の意味は不明。通常は勇敢などの意味であるが。
123	野ウサギの皮一山	2 d.t.	1 d.t.	1 d.t.	
124	ムナジロテンの皮一山	4 d.t.	2 d.t.	2 d.t.	
125	Veurpreux (Vairpreux) の胸と背中 の皮一山	4 d.t.	2 d.t.	2 d.t.	
126	ノロジカの皮と毛皮	1 d.t.	1 ob.	1 ob.	
127	子羊の皮一山	1 d.t.	1 ob.	1 ob.	
128	シャモワの背中 の皮	1 d.t.	1 ob.	1 ob.	
129	狐の皮一山	4 d.t.	2 d.t.	2 d.t.	
130	家猫の皮一山	2 d.t.	1 d.t.	1 d.t.	
131	キタリス・灰色リスではないリスの皮一山	2 d.t.	1 d.t.	1 d.t.	
132	オオヤマネの皮一山	2 d.t.	1 d.t.	1 d.t.	
133	狼の皮一山	1 d.t.	1 ob.	1 ob.	
134	テンの皮12枚	4 d.t.	2 d.t.	2 d.t.	
135	猪の皮一山	1 d.t.	1 ob.	1 ob.	
	猪の皮12枚	4 d.t.	2 d.t.	2 d.t.	
136	リスの毛皮一山	4 d.t.	2 d.t.	2 d.t.	
	以下の毛皮については非課税である アナウサギの腹毛皮、狐の腹毛皮、野ウサギの腹毛皮、オオヤマネの腹毛皮、猫の腿皮、シャモワの腿・足・腹の毛皮、ジェネット（麝香猫）の腿の毛皮、野ウサギ・オコジヨの腿の毛皮、ケナガイタチの頭皮の毛皮				
137	羊の鞣革12枚	2 d.t.	1 d.t.	1 d.t.	
138	テーブルクロス	1 d.t.	1 ob.	1 ob.	
139	平織りの布地	1 d.t.	1 ob.	1 ob.	
140	テーブルクロス12枚	4 d.t.	2 d.t.	2 d.t.	
141	平織りの布地12枚	4 d.t.	2 d.t.	2 d.t.	
	平織りの布地6枚	2 d.t.	1 d.t.	1 d.t.	
142	枕カバーと羽布団	1 d.t.	1 ob.	1 ob.	
143	平織りの布地1反	1 d.t.	1 ob.	1 ob.	
144	馬	12 d.t.	4 d.t.	8 d.t.	
145	雌馬	8 d.t.	4 d.t.	4 d.t.	
146	驢馬	2 d.t.	1 d.t.	1 d.t.	
147	家畜、種類を問わず	1 d.t.	1 ob.	1 ob.	
148	瓶を作るための青銅と銅	1 d.t.	1 ob.	1 ob.	
149	フライパン	1 d.t.	1 ob.	1 ob.	
150	壺	1 d.t.	1 ob.	1 ob.	
151	大鍋	1 d.t.	1 ob.	1 ob.	
152	毛織物	2 d.t.	1 d.t.	1 d.t.	
153	毛織物の小売1オーヌの長さ当たり	1 d.t.	1 d.t.		
154	靴1足	1 ob.	1 ob.		
	靴12足	2 d.t.	2 d.t.		

通し 番号	課税対象	税額	売り手 負担	買い手 負担	備考
155	カバー用布 カバー用布を衣服と共に袋に入れて 持ってきた売り手は何も負担しない。 しかしそれを買った人は次の税額を負 担する。	2 d.t. 1 d.t.	1 d.t.	1 d.t. 1 d.t.	

典拠 Original perdu, Copie dans le Cartulaire de Saint-Pierre de Lagny collationnée par Nicolas Vincelot, Paris, BNF, ms. lat. 9902, fol. 240; Edition, Le Paire [15] t. 1, pp.76-85; t. 2, pp.818-823.

注記

- (1) 現時点で正確な訳語が見つからない課税対象品目については原語表記をしている。
- (2) 105番にあるバックラム (bougran) はブハラ産の織物とされるが、綿織物あるいは糊付けされたつやのある様な色で彩色された麻織物を意味した。(Bourquelot [2] t. 1, pp.266-267)。カムロ (camelot) は、小アジア産ラクダの毛織物で、絹や金糸を混ぜて織られた(中村美幸『フランス中世の衣生活とひとびと ―新しい社会経済史の試み―』山川出版社, 2000年, 108頁)。

【史料2】シャンパーニュ(宮中)伯アンリは、ラニイのサン＝ピエール修道院に伯チボー2世とその前任伯たちの頃にこの修道院が享受していた複数の自由を返すために、かつて自分が幼子殉教者の祝日の年市に商人と両替商が10日間を超えて行き来することを禁止した告知を撤回し、その領域内にて伯の安全護送と保護を彼らに与える(1154年)。

Ego Henricus, Treceñ comes palatinus, existencium presentie et futurorum posteritati no-
tum fieri volo me per quorundam meorum suggestionem mercatoribus atque universis cam-
biatoribus per bannum meum prohibuisse ne ipsi apud Latigniacum causa nundinarum ultra
decem dies morarentur. Et quoniam utilitati Latigniacensis ecclesie atque quieti monachorum
ibi habitancium hoc esse contrarium comperi, nundinas sanctorum Innocencium, sub eadem
penitus libertate et consuetudine sub qua tempore venerabilis patris mei comitis Theobaldi
ac predecessorum meorum ecclesia illas obtinuerat, imperpetuum concessi possidendas. Hoc
etiam adiciens, prenominati mercatores quandiu voluerint, sine aliqua exactione mea vel suc-
cessorum meorum, opus emptionis ac vendicionis ibi securi exercean, euntes vero et rede-
untes sub conductu meo et deffencione mea omni tempore per totam terram meam securi
sint. Et ne hoc aliqua temporum vetustate mutari vel infringi possit, sigilli mei impressione
confirmari precepi. Hujus rei testes sunt: Girardus de Cantomerula, Guido de Montegaio,
Rainaldus de Pomponia, Milo frater ejus, Gaufridus marescallus, Simon filius prepositi,
Manasse filius Seranni, Petrus filius Albody, Radulphus *Raliart*, Petrus frater ejus. Hoc au-
tem factum est anno ab Incarnacione Domini M^oC^oLIII^o, Ludovico rege Francorum regnante,
Theobaldo Parisiensi cathedrae presidente. Tradita est apud Pruvinum [per manum] Guillermi,
cancellarii.

A. Original perdu.

B. Copie dans le *Cartulaire de Lagny*, 《Cartulaire et livre des chartes de ladite abbaye estant d'ancienne escripture》, selon C, perdu.

C. Copie de 1513 dans le *Cartulaire de Saint-Pierre de Lagny* collationnée par Nicolas Vincelot, Paris, BNF, ms. lat. 9902, fol. 24v^o, d'après B, sous le titre: 《De nundinis Innocentium et securitate mercatorum euncium ac veniencium ad dictas nundinas》

a. Le Paire [15] t. 2, p.826, d'après C.

b. Benton et Bur [1] pp.79-80, d'après C.

【史料3】1318年ラニイ年市の両替商 Lion Falet d'Albe の仲間 Aubertons Pelestor が、ボーヴェのサン＝ラドル施療院修道士 Morisse からトゥール貨で105リブラを受け取ったことを確認する領収書（1323年5月付け）。

A touz ceux qui ces lettres verront et orront, Guissere d'Auneel, et Jacques de la Noe, chevalier, gardes des foires de Champagne et de Brie et Guillaume Guénaud, clerck nostre Sire le Roy, garde dou scel des dictes foires, salut. Sachent tuit que par devant nous vint en propre personne Aubertons Pelestor, compains si comme il disoit de Lion Falet d'Albe, changeur ès foires, et recognut de sa bonne volonté qu'il pour lui et pour ses diz compains a eu et recue dou maistre et des frères de la maison de Saint Ladre de Biauvais, par la main de frère Morisse, frère de ladicte maison, cent et cinq livres de tournois petiz, en rebatement d'une somme de huit vinz et quinze livres tournois, en quoy le dit maistre et frères de ladicte maison estoient obligié aux diz changeurs dou cors de la foire de Laigny sus Marne l'an mil CCC dis et huit, pour deniers comptans, et par lettres de recognoissance des foires faites par vertu d'une lettres de procuracion tenues en icelles, si comme il disoit; desqueles cent et cinq livres lidiz Aubertons Pelestor pour luy et pour ses diz compains se tint pour bien païé en rabatement, si comme dit est, et d'icelles cent et cinc livres quita et clama quites à touz iours lesdiz maistre et freres de ladicte maison et leurs biens, et par sa foy et sus l'obligacion de lui, de ses biens et des biens de sediz compains que il contre ceste présente quitance ne verra ne venir fera par lui ne par autre en aucun temps, seur pame et restitution dou touz coustemens, despens et domages. En tesmoing de ce nous avons scellé ces lettres dou scel des foires. Donné l'an de grâce mil trois cenz vint et trois, an mois de may.

A. Original, parchemin, Archives municipales de Beauvais, GG 30 A, no 47.
a. Darney [11] p.457.

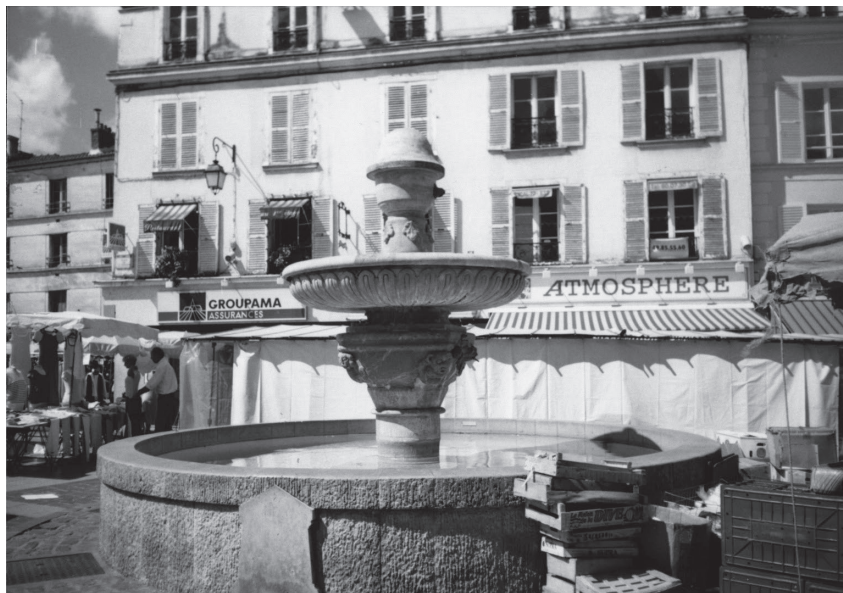
【写真2】 ラニイ＝シュル＝マルヌ都市中心部のフルジ泉 (2000年筆者撮影)



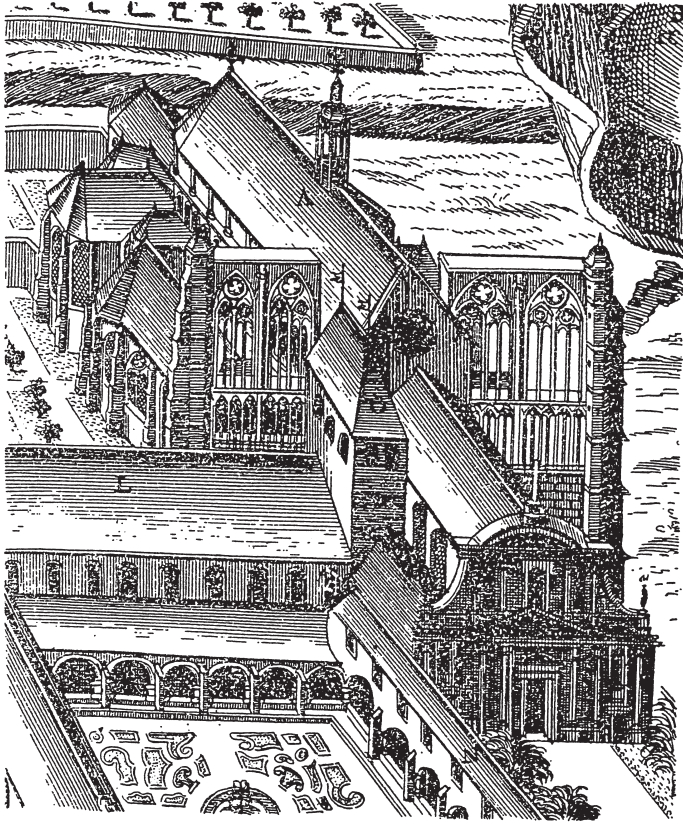
【写真3】 ラニイ＝シュル＝マルヌにおける現在の市場 (2000年筆者撮影)



【写真4】フルジ泉（2000年筆者撮影）



【図1】 サン=ピエール修道院，教会の図



典拠：Vallery-Radot [18] p.97. 原本は17世紀の木版画。

M. Germain/A. Peigné-Delacourt 作。Monasticon Gallicanum 所収。

【図2】 ラニイ=シュル=マルヌ遠景



典拠：Czmará et Schild [5] p.xiv. 1640年に Isaac Briot が Claude Chastillon の1590年の素描画を基に作成したエッチング。